

令和3年

第10回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和3年10月29日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和3年 第10回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和3年第10回阿賀野市農業委員会総会は、令和3年10月29日(金) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	12番 遠 山 登
	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男		18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

○推進委員

	2番 加 藤 卓 也	3番 辻 繁 雄
		6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄		9番 小 林 隆 司
	11番 細 山 徹 也	
	14番 青 木 等	15番 蕪 木 緑

3 欠席委員

○農業委員

7番 阿 部 萬紀夫
13番 松 田 昭 悦
17番 小 林 章 男

○推進委員

1番 渡 邊 聡
4番 中 村 孝 幸
5番 宮 嶋 市 郎
8番 上 松 浩 二
10番 伊 藤 剛 栄
12番 長谷川 政 男
13番 松 崎 学

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	齋 藤 和 彦
次長	木 村 秀 行
係長	齋 藤 恵
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 農地法第18条の第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について
- 日程第5 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
- 日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第2号 事業計画変更の承認申請について
- 日程第8 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
- 日程第11 その他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和3年10月定例総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、16名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員は、7番 阿部 委員、13番 松田 委員、17番 小林 委員の3名です。</p> <p>推進委員の欠席は、1番 渡邊 推進委員、4番 中村 推進課委員、5番 宮嶋 推進委員、8番 上松 推進委員、10番 伊藤 推進委員、12番 長谷川 推進委員、13番 松崎 推進委員の7名です。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>12番 遠山 委員、16番 大堀 委員、18番 相馬 委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、12番 遠山 委員、16番 大堀 委員、18番 相馬 委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定についてお諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、斎藤 局長、木村 次長、斎藤 係長、山崎 主幹、長谷川 主任であります。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。長谷川 主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明をい</p>

たします。

最初に、地域集積に関連した解約が多数提出されていますので、一括して説明いたします。

駒林地区の地域集積に関連した解約です。

農地法第3条 貸貸借権設定の解約で、1ページの受付番号16番・19番、農地法第3条 使用貸借権設定の解約で、受付番号17番、農用地利用集積計画 使用貸借権設定の解約で、21ページの受付番号18番、22ページ20番です。

続きまして、五郎巻地区の地域集積に関連した解約です。

農用地利用集積計画 使用貸借権設定の解約で、14ページの受付番号21番、16ページの22番、17ページの23番です。

続きまして、新座地区の地域集積に関連した解約です。

農地法第3条 使用貸借権設定の解約で、3ページの受付番号24番、4ページの25番です。

続きまして、七島地区の地域集積に関連した解約です。

農地法第3条 使用貸借権設定の解約で、7ページの受付番号27番・28番、8ページの30番、9ページの31番、農用地利用集積計画 貸貸借権設定の解約で、18ページの受付番号29番・32番、19ページの33番です。

続きまして、下里地区の地域集積に関連した解約です。

農地法第3条 使用貸借権設定の解約で、10ページの受付番号34番、12ページの35番です。

続きまして、ただ今報告いたしました案件以外の案件を説明いたします。

17ページになります。

農用地利用集積計画の貸貸借権設定の解約になります。

受付番号26番、山倉字鮫面（サメヅラ） 外合計12筆で10,865㎡です。

契約の内容が、平成29年4月11日から令和4年2月10日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約年月日が令和3年9月13日、引渡年月日が9月30日です。

20ページになります。

受付番号36番、関屋字中田（ナカタ）、地目は台帳・現況がともに田、地積998㎡です。

契約の内容が、令和3年3月11日から令和4年3月10日まで、解約事由が「体調不良のため」です。

解約年月日が、令和3年9月24日、引渡年月日が9月30日です。

受付番号37番、保田字山ノ下（ヤマノシタ） 外合計4筆で6,489㎡です。

契約の内容が、平成31年3月11日から令和11年3月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約年月日が、令和3年9月28日、引渡年月日が9月30日です。

受付番号38番、保田字向タテセ（むかいタテセ） 外合計2筆で2,855㎡です。

契約の内容が、平成30年3月11日から令和10年3月10日まで、解

約事由が「契約内容変更のため」です。

解約及び引渡年月日が、ともに令和3年10月7日です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。
ご承知おきを願います。
続きまして、日程第4 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

25ページをご覧ください。
報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、説明をいたします。
受付番号14番、申請者は記載のとおりです。
土地の所在が寺社字熊堂（クマドウ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積が88㎡です。
新地目が雑種地です。
申請理由は、申請地は隣地に建つ実家の敷地から裏の農道へ出入りするための通路として、物心がついた頃から今と同じ道になっていたもので、少なくとも70年以上畑として利用していません。土地の形状から畑として利用することは困難であり、また、今後も継続して通路として利用していく必要があるため、農地台帳から除外願いたいたためです。
申請地の確認状況は、令和3年9月24日に農業委員4名と事務局2名で確認してまいりました。申請地は安田寺社2集落内にあり、道として利用されていることを確認しました。土地の形状は28ページの更生図のとおり細長く、隣接地は他人の土地で農地として利用するには、困難な土地であることを確認しました。
農地区分につきましては、当該地が安田寺社2集落内の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断しました。
場所につきましては、26・27ページの位置図・案内図をご覧ください。
国道49号線の安田瓦入口交差点から北西へ200m程に位置しており、安田寺社2集落内の土地であります。
28ページには更正図を掲載しております。申請地の右隣の宅地は申請者の実家が建っている土地です。図面の左側にある道まで続く甲643と甲659-2は雑種地で農地台帳に載っていませんが、申請地は登記地目が畑で農地台帳にも載っていました。
したがって、県の通達により事務局長専決による事務処理を行い、証明書を交付したことを報告いたします。

以上で報告第2号、農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。
9番 菅井 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（菅井） 9番 菅井です。
この案件は、先月分の9月24日の現地確認になります。
事務局の説明のとおりであります。
長年、畑として使った跡も見られず、昔ながらの通り道、抜け道として、利用してきたと思われる場所でありました。
状況から、今でも通り道、抜け道として使用していることを、確認してまいりました。
以上です。

議長（小嶋） ありがとうございます。
現地確認報告が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
ご承知おきを願います。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤 係長 —

議長（小嶋） 続きまして、日程第5 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 斎藤 係長、お願いします。

事務局（斎藤） 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和3年9月30日開催の 定例総会で承認された 農地中間管理権設定の農地等、全件11筆、135,612.35㎡について、報告します。
議案書は、29ページからとなります。
土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略します。
令和3年11月30日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和3年12月1日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。
なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業 農用地等借受申出 登録者です。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
ご承知おきを願います。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川 主任 —

議長 (小嶋) 続きまして、日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局 (長谷川) 議案書の41ページをご覧ください。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。
今月の申請件数は、所有権移転1件、使用貸借権設定1件です。
初めは所有権移転です。
受付番号21番 保田字後興野 (うしろコウヤ)、地目は台帳・現況がともに田、地積864㎡です。
譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。
契約の内容は、総額で500,000円の売買による所有権移転です。

続きまして使用貸借権設定になります。
受付番号20番 保田字義京免 (ギキョウメン)、地目は台帳・現況がともに畑、地積706㎡です。
譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。
契約の内容は、令和3年11月1日から令和6年10月31日までの使用貸借権設定です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、「申請地に小作人がいるかどうか」については、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、「今回取得する全ての農地について耕作されるか」という点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に「権利取得後の農業従事及び効率的な利用について」は、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

「下限面積」については、全ての案件について要件を満たしております。

また「地域との調和要件」については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長 (小嶋) ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第7 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川主任、お願いします。

事務局 (長谷川) 42ページをご覧ください。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について、説明いたします。

受付番号15番、当初計画者は記載のとおりで、変更ありません。

土地の所在が保田字砂山(スナヤマ)、地目は台帳・現況がともに田、地籍1,011㎡、これを含めまして合計6筆で6,295㎡です。

当初計画内容は、陸砂利採取事業で変更ありません。

事業計画変更の理由ですが、令和2年3月に阿農委第501037号で農地法第5条の許可を得て砂利採取を実施していましたが、当初計画期間内に完了しないため、完工期日を1か月延長するため、変更を申請するものです。

令和2年3月25日から令和3年9月24日までを、令和3年10月24日までにするものです。

場所につきましては、43・44ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区、国道49号線の阿賀野市役所安田支所入口交差点から砂山集落方向へ300m程に位置しております。

45ページには更正図に申請地を塗りつぶしで記載しております。

遅れた経緯ですが、申請地を④区域、阿農委第502018号で許可を受けた場所を⑤区域、阿農委第502046号で許可を受けた場所を③区域として説明しますと、④区域は、令和3年3月末に砂利採取は完了し、埋戻しを実施していましたが、その後、⑤区域の採取に移行し、4月・5月の約2か月で砂利採取を完了しました。ここで、通常であれば④区域を埋戻した後に⑤区域の埋戻しに移行するところですが、⑤区域は、③区域の一部を搬出入路として埋戻しを実施しているため、⑤区域の埋戻しを早く完了しないと③区域の砂利採取計画に支障をもたらすと考え、⑤区域の埋戻しを優先した結果、④区域の埋戻しが期間内に終わることができなくなってしまったもので、⑤区域における問題点を事前に把握できずに、砂利採取計画を立てた事が原因です。

10月24日までは、埋戻しを完了しますのでお願い申し上げますとの顛末書付きの申請であります。

砂利採取計画の認可先である新潟県 新発田地域振興局長へも同様の顛

末書を提出しております。

続きまして、46ページになります。

受付番号16番、当初計画者は記載のとおりで変更は有りません。

土地の所在が保田字十九ヶ村入会山（ジュウクカソンイリアイヤマ）、地目は台帳・現況がともに畑、地籍が740㎡、これを含めまして2筆合計1,540㎡です。

当初計画内容は、駐車場用地です。

事業計画変更の理由ですが、申請者は当初、駐車スペースの確保が難しくなったため、工場に隣接する当該地を駐車場用地として使用するため、平成29年11月1日付け阿農委第529015号にて転用許可を受けましたが、新工場の増設により当初の計画では駐車台数が不足しているため、駐車場を拡張する事業計画変更を申請するものです。

工事期間は令和3年11月1日から令和3年12月31日まで、資金計画は記載のとおり、記載の2筆は、平成29年に転用許可を受けて申請者へ所有権移転済みであり、拡張する土地は、のちほど、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、で上程しますが、2筆1,637㎡を拡張するものです。

場所につきましては、47・48ページの位置図・案内図をご覧ください。黒塗りのところが申請地です。

49ページの更正図をご覧ください。申請地を太枠で囲んで表示しております。

50ページには、変更前の土地利用計画図を掲載しています。

51ページには、変更後の土地利用計画図を掲載しています。

当初、66台の駐車場でしたが、拡張し122台の駐車場とする計画です。

続きまして、52ページをご覧ください。

受付番号17番、当初計画者と継承者は記載のとおりです。

土地の所在が千原（チハラ）、地目は台帳・現況がともに畑、地籍106㎡です。

当初計画内容は、個人住宅建築用地です。

事業計画変更の理由ですが、当初計画者は実家に近い当該地に住宅を建築するため、平成9年12月24日付け芝農地第6866号により5条転用許可を得ましたが、家族や仕事の都合により延期になっていたところ、集落から神明宮の駐車場として利用したいと話しがあり事業計画変更を申請するものです。

農地区分は、申請地は千原集落の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断いたしました。

場所につきましては、53・54ページの位置図・案内図をご覧ください。天神堂農村公園から東に200m程の千原神明会館に隣接する土地であります。

55ページには、更正図に申請地を斜線で表示しております。

56ページは、土地利用計画図・排水計画図です。神明宮は神社としての役割とともに地域のコミュニティセンターとしての役割も果たしていますが、敷地が狭く使い勝手が悪いため、車を駐車できるように敷地を拡張する計画です。

以上で議案第2号 事業計画変更の承認申請について、説明を終わります。

- 議長（小嶋） ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。
15番案件について、16番 大堀 委員 より、現地確認報告をお願いします。
- 委員（大堀） 16番 大堀です。
10月25日に、委員は私と本間委員、柳委員、小林委員、相馬農政副部会長の5名、あと事務局2名の計7名で現地確認を行ってまいりました。
安田地区砂山の砂利採取の件でございますが、先ほどの事務局の説明のとおり、A地区を優先した結果、多少、他地区の工事が遅れるということでございます。
A地区は平らになっておりまして、これから畦とU字構を設置するということでございます。
C地区はまだ穴になっておりまして、こちらは来年の9月頃までかかるということございまして、今回の延長については、やむを得ないものと見てまいりました。
以上です。
- 議長（小嶋） ありがとうございました。
続きまして、16番案件について、15番 柳 委員 より、現地確認報告をお願いします。
- 委員（柳） 15番 柳です。
この案件につきましては、今ほども事務局から説明がございましたとおり、以前に駐車場を増設したいということで、許可をいただいていた所を、なおも工場の増設に伴い、という風な内容でございまして、現地を見ますと、傾斜がきつい、地目は畑となっておりまして、現況としては、あまり野菜を活発に作っているという場所ではない、と見てまいりました。
その場所を、買収して、地目変更して駐車場の用地にしたいという説明がありましたので、活用としては良いのではないかと見てまいりました。
詳細につきましては、事務局の説明のとおりであります。
以上です。
- 議長（小嶋） ありがとうございました。
続きまして、17番案件について、4番 本間 委員 より、現地確認報告をお願いします。
- 委員（本間） 4番 本間です。
この案件につきましてですが、56ページを見ていただきますと分かるのですが、神明宮 様の裏手からの調査となりました。
見た目、想像してお宮様の雰囲気ではなく、公民館の要素の方が高いような建物でございました。
なお、詳細は、事務局の説明とおりでありますので、ご報告いたします。
以上です。
- 議長（小嶋） ありがとうございました。
現地確認報告が終わりました。
これから審議に入ります。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたら
お願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のと
おり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案の
とおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第8 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許
可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局 57ページをご覧ください。

(長谷川) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明い
たします。

受付番号30番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が、保田字十九ヶ村入会山(ジュウクカソンイリアイヤマ)、
地目は台帳・現況がともに畑、地籍が1, 033㎡、これを含めまして2筆
合計1, 637㎡です。

転用目的は、駐車場用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が、令和3年11月1日から令和3年12月31日まで、農地区
分は山林・宅地等に囲まれた農地で甲種農地、第1種農地、第2種農地及び
第3種農地のいずれの要件にも該当しない生産性の低い農地であり、その他
農地、第2種農地と判断いたしました。

転用事由は、申請者は保田字中山地内で精密部品製造工場を操業して
おりますが、製品受注の増加に伴い工場を増設し従業員の増加を行っており
当初の計画では駐車スペースが確保できなくなったため、工場に隣接する当該
地と許可済みの1, 540㎡と併せて駐車場用地として使用するものです。

場所につきましては、58・59ページの位置図・案内図をご覧ください。
黒塗りのところが申請地です。

60ページの更正図をご覧ください。申請地を太枠で囲んで表示して
おります。

61ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地は、追加箇所と記載
されている場所です。雨水等は付近の土地に流れ込まぬよう建設課の指導
のもと透水性舗装で施工する計画です。当初、66台の駐車場でしたが、
拡張し122台の駐車場とする計画です。

続きまして、62ページになります。

受付番号31番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が千原(チハラ)、地目は台帳・現況がともに畑、地籍106
㎡です。

転用目的は、境内地の駐車場用地の拡張で、資金計画は記載のとおりです。
工事期間が令和3年11月10日から令和3年12月20日まで、農地区分は、申請地は千原集落の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断いたしました。

許可基準は、第3種農地は許可可能であります。

転用事由は、神明宮は神社としての役割とともに地域住民のコミュニティセンターとしての役割も果たしているが、境内地が狭く利用勝手が悪かったが、この度、当該地を寄付してもらうことで駐車場として利用することができ、利便性が向上するものです。

場所につきましては、63・64ページの位置図・案内図をご覧ください。

天神堂農村公園から東に200m程の千原神明会館に隣接する土地であります。

65ページには、更正図に申請地を斜線で表示しております。

66ページは、土地利用計画図、排水計画図になります。申請地は塗り潰しで表示しております。土地は造成済みです。雨水は道路脇を流れる水路に流します。隣地の農地との境界の手前にはブロック塀が設置されて雨水等が流入しないようにされています。境内地を拡張することで車が4台程度駐車できる計画です。

以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

30番案件について、15番 柳 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（柳）

15番 柳です。

先ほどの続きというような格好になります。

増設する部分の申請ということで、1, 637㎡で、先ほどより若干、広くなるような状況でございますが、地形的には、図面にありますように増設する場所の南側に畑地と書いてありますが、その下が宅地、住宅がありまして、申請地の現場から見ますと、かなり低い所に住宅があるものですから、そこへの災害関係、水とか、その心配があるような地目変更と感じていたのですが、それらは、今ほど事務局から説明がございましたように、対応するという説明がありましたので、支障はないと感じてきました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、31番案件について、4番 本間 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（本間）

4番 本間です。

先ほどの、52ページの案件との繋がりになります。

事務局の説明のとおりであります。65ページの更正図を見てくださいと、申請地は木が生えていたり、藪のような状況でありますが、それを集落の方々できれいにして、駐車場にするということでありました。

後々、裏の水路に橋を架けて、裏からも入れるようにしたいと、お聞きし

てまいりました。

集落の方々できれいにすることなので、雪が降る前になんとかきれいにしていただけたらいいなど、感じてきました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤 係長 —

議長（小嶋）

続きまして、日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 斎藤 係長、お願いします。

事務局
（斎藤）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。

では、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は、所有権移転、2件、4筆、6, 831.00㎡、賃貸借権設定、30件、106筆、117, 837.00㎡、使用貸借件設定、2件、2筆、1, 422.00㎡、農地中間管理権設定、118件、1278筆、1, 317, 086.53㎡となります。

最初に所有権移転の案件です。

67ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。

なお、譲受人は、認定農業者です。

また、台帳現況地目については、いずれも田、または、畑のため、地籍を含め、読み上げは省略させていただきます。

それでは、左より受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。

1番、大室字十二神、1, 206㎡、10a当り700, 000円の売買です。

2番、保田字山ノ下 外2筆、5, 625㎡、10a当り500, 000円の売買です。

次に、賃貸借権設定の案件です。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

68ページをご覧ください。

5番、沖ノ館字毛会面 外5筆、12,035㎡、10a当り22,000円の設定です。

71ページ、16番、山口字権現塚、1,021㎡、10a当りコシヒカリ90kgの設定です。

72ページ、18番、下条字中道 外1筆、2,013㎡、10a当りコシヒカリ90kgの設定です。

74ページ、23番、下条字塚塚 外1筆、2,048㎡、10a当りコシヒカリ90kgの設定です。

次に、使用貸借権設定の案件ですが、更新案件のため、説明を省略させていただきます。

続きまして、農地中間管理権設定の案件です。

81ページをご覧ください。

初めに、案件の期間については、令和3年11月11日から令和9年11月10日、または、令和3年11月11日から令和13年11月10日の設定となっております。

また、契約の内容については、使用貸借、賃貸借では10a当り、15,000円、16,000円、18,000円、20,000円、20,500円、22,000円、22,500円、23,600円、23,900円、24,000円、24,900円、25,000円の設定となっております。地籍も含め 読み上げは省略させていただきます。

それでは、81ページ、1番、駒林字葉萱場 外3筆、5,425㎡、2番、駒林字土居内 外2筆、4,034㎡、3番、駒林字寺田 外15筆、26,160㎡。

83ページ、4番、駒林字千刈、376㎡、5番、駒林字寺田 外14筆、19,429㎡。

85ページ、6番、駒林字大田 外5筆、5,470㎡。

86ページ、7番、駒林字土居内 外5筆、6,607㎡、8番、駒林字土居内 外11筆、15,472㎡。

88ページ、9番、駒林字土居内 外3筆、5,482㎡、10番、駒林字土居内 外2筆、2,104㎡、11番、駒林字土居内 外4筆、4,932㎡。

89ページ、12番、駒林字土居内 外4筆、3,376㎡、13番、駒林字善四郎谷内 外12筆、13,909㎡。

91 ページ、14 番、駒林字大田、998 m²、15 番、駒林字寺田 外7 筆、13, 159 m²、16 番、駒林字葉萱場 外10 筆、14, 506 m²。

93 ページ、17 番、駒林字葉萱場 外7 筆、16, 102 m²。

94 ページ、18 番、駒林字葉萱場 外11 筆、18, 143 m²。

95 ページ、20 番、山口字赤田 外2 筆、5, 021 m²。

96 ページ、21 番、駒林字葉萱場 外10 筆、15, 274 m²。

97 ページ、22 番、駒林字葉萱場 外9 筆、13, 495 m²。

98 ページ、23 番、駒林字葉萱場 外8 筆、9, 816.18 m²。

99 ページ、24 番、駒林字寺田 外21 筆、30, 164 m²。

101 ページ、25 番、駒林字寺田 外7 筆、8, 208 m²、26 番 山 口字久保田 外3 筆、4, 896 m²。

103 ページ、27 番、駒林字寺田 外18 筆、25, 033 m²。

105 ページ、28 番、駒林字土居内 外11 筆、15, 185 m²。

106 ページ、29 番、駒林字葉萱場 外8 筆、14, 135 m²。

107 ページ、30 番、駒林字千刈 外2 筆、5, 325 m²。

108 ページ、31 番、金淵字中谷内 外7 筆、10, 873 m²、32 番、 駒林字善四郎谷内 外22 筆、12, 089 m²。

111 ページ、33 番、五郎巻字下曾根 外1 筆、833 m²、34 番、駒 林字金淵原 外20 筆、21, 398.3 m²。

114 ページ、35 番、五郎巻字居浦 外13 筆、9, 785.96 m²。

115 ページ、36 番、駒林字善四郎谷内 外10 筆、10, 037.0 8 m²。

116 ページ、37 番、駒林字善四郎谷内 外15 筆、19, 797 m²。

118 ページ、38 番、駒林字金淵原 外19 筆、20, 193 m²。

120 ページ、39 番、駒林字善四郎谷内 外19 筆、20, 570.5 0 m²。

123 ページ、40 番、駒林字善四郎谷内 外15 筆、15, 308 m²。

124 ページ、41 番、駒林字善四郎谷内 外2 筆、4, 026.19 m²。

125 ページ、42 番、駒林字善四郎谷内 外6筆、6, 593 m²、43 番、五郎巻字下曾根 外14筆、14, 272 m²。

127 ページ、44 番、五郎巻字下曾根 外18筆、20, 426 m²。

129 ページ、45 番、駒林字善四郎谷内 外14筆、14, 995 m²。

131 ページ、46 番、五郎巻字居浦 外9筆、11, 264 m²。

132 ページ、47 番、駒林字善四郎谷内 外7筆、7, 723 m²。

133 ページ、48 番、金淵字居前 外11筆、12, 436 m²。

134 ページ、49 番、駒林字金淵原 外17筆、15, 370 m²。

136 ページ、50 番、駒林字善四郎谷内 外20筆、13, 337. 50 m²。

139 ページ、51 番、上江端字羽黒 外14筆、22, 410 m²。

140 ページ、52 番、寺社 外11筆、20, 995 m²。

142 ページ、53 番、野田 外22筆、22, 107 m²。

144 ページ、54 番、寺社字入道橋 外19筆、25, 470 m²。

146 ページ、55 番、寺社 外24筆、18, 473 m²。

149 ページ、56 番、新座下 外13筆、10, 700. 04 m²。

151 ページ、57 番、新座下 外24筆、32, 340 m²。

153 ページ、58 番、新座下 外22筆、36, 388 m²。

156 ページ、59 番、新座下 外10筆、12, 635. 91 m²。

157 ページ、60 番、七島字金堀場、289 m²、61 番、七島字土居上、1, 570 m²。

158 ページ、62 番、七島字大畑 外6筆、5, 080 m²、63 番、七島字大畑 外5筆、3, 711 m²。

159 ページ、64 番、七島字土居下 外1筆、917 m²、65 番、七島字前田 外19筆、29, 411 m²。

161 ページ、66 番、七島字前田 外15筆、13, 268 m²。

163 ページ、67 番、七島字家裏 外9筆、8, 563 m²。

164 ページ、68 番、七島字元諏訪 596 m²、69 番、七島字元諏訪

外4筆、6, 859 m²。

165ページ、70番、七島字家裏 外2筆、1, 542 m²、71番、七島字土居上 外28筆、28, 493 m²。

169ページ、72番、七島字土居上 外8筆、9, 259 m²。

170ページ、73番、七島字前田 外8筆、7, 099 m²。

171ページ、74番、七島字家裏 外27筆、24, 537 m²。

174ページ、75番、七島字元諏訪 外10筆、10, 831 m²。

175ページ、76番、七島字土居上 外10筆、4, 946 m²。

176ページ、77番、七島字三枚田、405 m²、78番、七島字家裏 外10筆、10, 146 m²。

177ページ、79番、七島字家裏 外13筆、12, 296 m²。

179ページ、80番、七島字土居上 外14筆、15, 005 m²。

181ページ、81番、七島字土居上 外21筆、19, 205 m²。

183ページ、82番、七島字土居上 外3筆、2, 928 m²。

184ページ、83番、七島字家裏 外19筆、11, 510 m²。

186ページ、84番、七島字元諏訪、602 m²、85番、七島字大畑 外3筆、1, 815 m²、86番、七島字元諏訪 外3筆、5, 304 m²。

187ページ、87番、七島字家裏 外6筆、5, 514 m²。

188ページ、88番、下里字鉄道上 外32筆、19, 942 m²。

191ページ、89番、下里字儘ノ上 外19筆、27, 600 m²。

194ページ、90番、下里字鉄道上 外17筆、17, 170 m²。

196ページ、91番、下里字儘ノ上 外12筆、7, 347 m²。

197ページ、92番、下里字儘ノ上 外14筆、16, 690.87 m²。

199ページ、93番、下里字中作、2, 022 m²、94番、下里字樋口 外2筆、1, 577 m²、95番、下里字鉄道上 外9筆、4, 856 m²。

200ページ、96番、下里字儘ノ上 外3筆、2, 758 m²。

201ページ、97番、下里字儘ノ上 外2筆、804 m²、98番、下里字古阿賀 外1筆、755 m²、99番、下里字儘ノ上 外7筆、4, 783

m²。

202ページ、100番、下里字鉄道上、2,017m²、101番、下里字儘ノ上 外2筆、1,321m²。

203ページ、102番、下里字中作 外2筆、1,794m²、103番、下里字鉄道上 外10筆、8,608m²。

204ページ、104番、下里字儘ノ上 外12筆、9,274m²。

206ページ、105番、下里字儘ノ上 外11筆、13,654m²。

207ページ、106番、下里字儘ノ上、979m²、107番、下里字鉄道上 外16筆、15,655m²。

209ページ、108番、山倉字鮫面 外10筆、10,744m²。

210ページ、109番、堀越字堤下 外14筆、18,724m²。

212ページ、110番、福井字村下 外11筆、12,834m²。

213ページ、111番、関屋上田 外6筆、5,897m²。

214ページ、112番、京ヶ島字居前、413m²、113番、下ノ橋字紺屋 外10筆、8,267m²。

215ページ、114番、里字林崎 外7筆、8,845m²。

216ページ、115番、天神堂字上興野 外10筆、18,226m²。

218ページ、116番、福永字前田 外10筆、10,321m²。

219ページ、117番、曾郷字通田 外15筆、18,527m²。

221ページ、118番、関屋字上田 外17筆、12,749m²。

223ページ、119番、榎字大通川向 外3筆、5,149m²。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である 農用地利用集積計画の内容が、「基本構想に適合する」ものであること。

利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である「農用地のすべてを効率的に利用して、耕作、または、養畜の事業を行う」と認められること。

農作業に、「常時従事する」と認められること。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である「地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的、かつ、安定的に農業経営を行う」と見込まれること。

利用権を設定する土地について、「関係権利者全ての同意が得られている」ことの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
これから審議に入ります。ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤 局長 —

議長（小嶋） 続きまして、日程第10 議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 斎藤 局長、お願いします。

事務局（斎藤） 議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ご説明いたします。

議案書は別冊となっております。

この案件は、平成17年4月に制定、平成26年9月に改正した、当市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につきまして、新潟県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更になったことに伴う改正と、併せて字句等の修正を行うものであります。

当委員会へは、この改正についての、意見を求められているものでございます。

本日は、担当課の農林課 北見農林企画係長から内容を説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

— 説明員 交代 農林課 北見農林企画係長 —

議長（小嶋） ここで、説明員を交代いたします。
それでは、議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、担当課の説明をお願いします。
農林課 北見農林企画係長、お願いします。

農林課 (北見)	<p>農林課の北見と申します。</p> <p>それでは、私の方から、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。この法では、市において経営改善に取り組む農業者の農業経営改善計画を認定する認定農業者制度や経営改善を計画的に進める農業者に対して農用地の利用の集積を行う利用権設定等の促進事業を設け効率的かつ安定的な措置を講ずるものとしております。</p> <p>そのため、県の農業経営基盤強化促進基本方針のもと、市において農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が作成されております。</p> <p>この度県の基本方針が平成26年度以来の改正となったため、併せて市の基本構想を変更するものです。</p> <p>主な変更点ですが、農地中間管理事業の推進に関する法等の一部改正により農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合され、市の基本構想から「農地利用集積円滑化事業に関する事項」を削除し、統合までの移行期間中は適切な運用を図るものとしています。</p> <p>また、効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標として変更前は390経営体としておりましたが、500経営体と変更しております。これは現在認定農業者数が約500名と推移していることから現状に併せ修正しております。</p> <p>また、平成26年度以来の改正となることから実勢や法改正による修正を行っております。</p> <p>農業を主業とする農業者の年間農業所得4,000,000円、年間労働時間1,800～2,000時間の水準とすることも変更はありません。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に紙面積のシェア目標も90%と変更はありません。</p> <p>市の基本構想について意見を伺いました後、県から同意を経て改正となります。</p>
議長 (小嶋)	<p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>担当課の説明が終わりました。</p> <p>これから審議に入ります。議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p>
議長 (小嶋)	<p>— 14番 青木 推進委員 質問 —</p>
推進委員 (青木)	<p>はい、青木 推進委員どうぞ。</p> <p>14番 青木です。</p> <p>経営体数が500となっておりますが、これからどんどん離農が増える状況なので、それに対して何故500なのでしょう。</p>
議長 (小嶋)	<p>北見農林企画係長</p>
農林課 (北見)	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>以前ですと、認定農業者数はだいぶ少なかったと思いますが、現在は認定農業</p>

者数が、概ね500名前後で推移しておりますことから、500に修正したものでございます。

議長（小嶋） 青木 推進委員

推進委員（青木） 経営体は、今は500かもしれませんが、先読みをした段階で、当然、年齢を考えなければならないと思いますが、その人たちが今後、離農することを考えて見直しをしたのか。それとも、今の現状を見て見直しをしたのか。

議長（小嶋） 北見農林企画係長

農林課（北見） 勿論、先を見て検討も行いましたが、認定農業者数500の維持、守ることを目標したいことから、現状と合わせた修正となったものです。

議長（小嶋） 青木 推進委員

推進委員（青木） 逆に、目減りする分の減少分と500維持のため、農業者を増やす施策等が、この方針に書いてあるということなのでしょうか。

議長（小嶋） 北見農林企画係長

農林課（北見） はい、そのとおりです。

議長（小嶋） ここで、しばらく休憩いたします。

— 休 憩 — 14時45分から15時00分まで

議長（小嶋） それでは再開します。
他にご質疑等ございませんでしょうか。

委員（「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、同意することにご異議ございませんか。

委員（「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。
したがって、議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、同意することに決定いたしました。
続きまして、日程第11 その他について、事務局よりお願いします。

事務局 特にございませぬ。

議長（小嶋） 事務局からは特にないようですが、皆さんの方から何かございませんでしょうか。

— 6番 能勢山 推進委員 意見 —

議長（小嶋）	はい、能勢山 推進委員どうぞ。
推進委員 （能勢山）	<p>6番 推進委員の能勢山です。</p> <p>私の集落で、先月、私の一つ上の方が、稲刈り最中に脳梗塞で亡くなった例がありまして、その時に集落の親戚の方々から来年の事を何とかしようとの話を受けまして、私から、残された奥様が一人で何とかしなければならない状況から、離農給付金がいただける中間管理機構を利用した方がいいのではないかと話しをしたのですが、制度が変わって、個別タイプが無くなって、地域でまとまらないと対象にならないということがありました。</p> <p>ここに居られる皆さんが、知っているかどうかともわからないので、その事の周知徹底をお願いしたいのと、今後も、各集落でも離農する方が出るかもしれないので、その辺についてどうなのでしょう。</p>
議長（小嶋）	斎藤係長
事務局 （斎藤）	<p>農地中間管理機構の事業につきましては、令和3年度8月20日までに離農された方につきましては、個人で離農給付金がいただけたものでございますけれども、令和4年度からは、地域で集積協力金に取り組まないといいただけないということになっておりました。</p> <p>これにつきましては、今後も周知のためのチラシ、パンフレットでご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
議長（小嶋）	能勢山 推進委員
推進委員 （能勢山）	いつから、かわったのでしょうか。
議長（小嶋）	斎藤係長
事務局 （斎藤）	いつからというか、制度自体は、最初からとなっており、令和4年度からは、集落で取り組みまないといいただけないとなっております。
議長（小嶋）	能勢山 推進委員
推進委員 （能勢山）	来年からということでしょうか。
議長（小嶋）	斎藤係長
事務局 （斎藤）	<p>今年度は、8月20日で、締め切っていますので、令和3年度の取組みにつきましては、そこで終了となっています。</p> <p>今、受付するとなれば、令和4年度対象となりますので、地域の方と集積のお話をさせていただくということで、ご説明をしております。</p> <p>窓口では、その旨、お話をしておりますけれども、「面倒なのでいいです」という方も居られますし、「少しでもいただきたい」という方につきましては、集落の方にお話しをさせていただきまして、希望があれば、こちらからご説明にお伺いしますと説明させていただいております。</p> <p>そうになりましたら、農業委員さん、推進委員さんからご協力をいただきまして、説明の際は、事務局とも行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>なお、その時の説明資料につきましては、事務局で準備しますので、よろしくお願いたします。</p>

— 14番 青木 推進委員 質問 —

議長（小嶋） はい、青木 推進委員どうぞ。

推進委員（青木） 14番 青木です。
今、集積協力金がセットじゃないと、離農給付金が出ないと言われましたが、集積協力金のパーセンテージの下限はあるのでしょうか。
例えば、数パーセントでも集積協力金をいただければ、離農交付金の対象になるのでしょうか。
下限値を知らないと、対象に「なる」、「ならない」があると思いますので。

議長（小嶋） 斎藤係長

事務局（斎藤） ただ取組みをすればいただけるものではなく、「人・農地プラン」のエリアで、決められた農地がありますが、そのエリアで20%ないと、交付金がいただけないといった、計算になっております。
話し合いをしたからいただけるというのではなく、また、対象になるには、そのような面積をクリアする必要もあります。
私どもで気を付けているのは、いただけるかどうかというのは、取り組む方の協力によるものでもあります。
段階としては、一旦はご説明をさせていただきまして、その後、具体的な話になるということになります。
単価も、一反当たり10,000円、上限額も250,000円に下がっております。

— 14番 笠原 農業委員 意見 —

議長（小嶋） はい、笠原 農業委員どうぞ。

委員（笠原） 14番 笠原です。
「人・農地プラン」の実質化までは、かなりご説明をしていただきましたが、実働するときになったら、パタリとそう言った説明が無くなっています。
ましてや、制度が変わりましたということであれば、きちんと説明をしていただく機会が必要です。
私どもが、現場に出たときに「その話は聞いていません」と言われる時が一番困りますので、そういった機会を農林課とセッティングしていただきまして、1度や2度では簡単に説明できる制度ではありませんので、小まめな説明をお願いいたします。

議長（小嶋） 斎藤係長

事務局（斎藤） 承知いたしました。
農業委員会だけではなく、農林課と連動して行っている事業になりますので、農林課と連携し、詳しく、地域の方にお話しできるようなもの、1枚にまとめたチラシの作成や地域に入る際のフローなども作成して行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（小嶋） 他にございませんでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

特にないようですので、以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお、事務局から諸連絡がありますので、よろしくお願いいたします。

－ 15時15分終了 －

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年10月29日

議事録署名委員 12番 ⑩

議事録署名委員 16番 ⑩

議事録署名委員 18番 ⑩

議長
農業委員会長 ⑩